

熊本県公共事業事前評価

農林水産部

令和4年（2022年）2月

公共事業事前評価一覧表(令和3年度評価実施)

担当部・課名	農林水産部 農村計画課
事業種名	農業農村整備事業

番号	予算事業名 ()は国の事業名	路線名・箇所名等	広域本部 (振興局)名	事業箇所		予算 区分	計画予定期間		総事業費 (百万円)	備考
				市町村名	箇所名		着手	完了		
	【生産基盤】									
	農業競争力強化農地整備事業 (農地整備事業(中山間地域型))	鍋倉	県北	菊池市		補助金	R4	R10	744	85点
	水利施設等保全高度化事業 (畑地帯総合整備事業(畑地帯総合整備中山間地域型))	日明・今	県北	南関町		補助金	R4	R9	912	77点
	農業競争力強化農地整備事業 (農地整備事業(中山間地域型))	藤井・日置	県北	山鹿市		補助金	R4	R9	1,211	81点
	農業競争力強化農地整備事業 (農地整備事業(中山間地域型))	黒川	県北	阿蘇市		補助金	R4	R10	740	74点
	農山漁村地域整備交付金 (農村整備事業(農村集落基盤再編・整備事業(中山間地域総合整備型)))	立野	県北	南阿蘇村		交付金	R4	R10	1,094	79点
	農山漁村地域整備交付金 (水利施設整備事業(基幹水利施設保全型))	第二宇土八水	県央	熊本市、宇土市		交付金	R4	R11	2,180	88点
	【排水機場】									
	水利施設等保全高度化事業 (水利施設整備事業(基幹水利施設保全型))	共和	県北	玉名市		補助金	R4	R8	963	84点
	水利施設等保全高度化事業 (水利施設整備事業(基幹水利施設保全型))	小島	天草	天草市		補助金	R4	R8	940	74点

※予算区分は「補助金」「交付金」「その他」から記入

公共事業事前評価一覧表(令和3年度評価実施)

担当部・課名	農林水産部 森林保全課
事業種名	治山事業

番号	予算事業名 ()は国の事業名	路線名・箇所名等	広域本部 (振興局)名	事業箇所		予算 区分	計画予定期間		総事業費 (百万円)	備考
				市町村名	箇所名		着手	完了		
1	流域保全総合治山事業	球磨南部	球磨	球磨郡錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町		補助金	R4	R8	980	84点

※予算区分は「補助金」「交付金」「その他」から記入

公共事業事前評価調書

[評価調書作成者: 農村計画課長 清藤 浩文]

事業プロフィール

【 事業概要 】

事業名	農業生産基盤整備事業 (農業競争力強化農地整備事業 農地整備事業 中山間地域型)
ふりがな 地区名	なべくら 鍋倉 地区
事業箇所	菊池市鍋倉 地内
事業担当課(室)	農林水産部 農村計画課 (調査計画班 内線 5496)
事業期間	令和4年度 (2022年度) ~ 令和10年度 (2028年度) (7年間)
総事業費	744 百万円 (うち県費 202 百万円)
事業内容	受益面積A=14.2ha 区画整理工 14.2ha
事業目的	<p>本地区は、菊池市の東部に位置し北側に一級河川菊池川、南側に県道日生野隈府線に囲まれた、1/25程度の地形勾配を有する水田地帯である。</p> <p>本地区はほ場整備が未実施で、区画は平均12aと小区画である。道路幅員も1.5m~2.0mほどしかなく、水路は用排水兼用水路であり、その大半がコンクリート二次製品であるが、水路の目地からの漏水や不等沈下等により用水管理や用水確保に苦慮していることから、畑作への転換、高収益作物導入の阻害要因となっている。</p> <p>これらの課題を解消するため、本事業により区画整理を実施することで、農作業や水管理における労力節減等、効率性・生産性の高いほ場条件へと整備し、併せて農地集積を推進(72.4%⇒80.2%)するとともに、高収益作物(ごぼう、さといも)の作付面積増加により、農業経営の安定を図ることを目的とする。</p>

【 現況写真 】



写真①



写真②

(事業着手前の状況)

【写真①】

菊池市の東部に位置し、北側に一級河川菊池川、南側に県道日生野隈府線に挟まれた、1/25程度の地形勾配を有する水田地帯である。

【写真②】

菊池市の特産である水田ごぼうを行っており、水稲並びに水田ごぼう中心に営農している。

【 検討状況 】

技術的難易度	標準的な工法で実施
費用便益比	B/C = 1.38
事業比較 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む)</p> </div>	<p>現在、各農家が所有地を中心に営農しているが、生産基盤整備の遅れや農家の高齢化により、耕作放棄地の増加が懸念されており、現在の基盤のままでは生産性が低いうえに、水田の畑作利用が出来ず、担い手への集積拡大も困難な状況である。</p> <p>このため、本事業を実施しない場合、遊休農地や耕作放棄地が増加し、農業や農村の衰退が予想される。</p>
関係法令等の手続きの把握・完了状況	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良法 今後実施予定 ・文化財保護法 事前協議済 ・道路法 事前協議済 ・土壤汚染対策法 実施時に届出予定

【 周辺状況 】

関連事業	菊池市土木部において、本地区を縦断する市道の改良工事が予定されているため、菊池市土木部と連携して本事業を進める予定。
市町村、地元の状況	菊池市は、農業振興地域整備計画や農業農村整備事業管理計画の中で本事業を実施すべき事業として位置付けており、地元としても、現在の地域における営農を継続、発展させるには、本事業の実施が必要不可欠と考えている。
説明会の開催状況と関係者の意向	これまで菊池市、菊池市土地改良区及び事業推進協議会を中心に地元説明会を開催し、計画内容等について了解を得ている。

【環境影響】

① 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。	無
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。	無

② 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。	無

③ 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	無
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。 【工事に伴い発生する汚濁が河川に流出しないよう、汚濁処理に配慮する。】	有
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。	無

④ 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。 【埋蔵文化財については、菊池市教育委員会と連絡を取りながら、必要に応じて保護盛土等により埋蔵文化財保護を行う。】	有
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	無
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	無
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

事業評価表

(区画整理・再整備)

評点:重要性、必要性、緊急性、効率性(事業効果)

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
①重要性	1)事業計画の位置付け	5	a	5
	2)事業の広域性(市町村合併支援等)	5	e	0
		10	計	5

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
②必要性	3)特定地域振興	5	d	2
	4)受益者の仮同意状況	10	a	10
	5)用地・換地の状況	10	a	10
	6)事業実施による営農効果	15	a	15
		40	計	37

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
③緊急性	7)他の公共事業や施策との関連	5	a	5
	8)事業の緊急性	15	b	12
	9)担い手への集積について	10	a	10
		30	計	27

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
④効率性(事業効果)	10)費用対効果の算定	20	b	16
		20	計	16

合計		評点
100		85

公共事業事前評価調書

[評価調書作成者 農村計画課長 清藤 浩文]

事業プロフィール

【 事業概要 】

事業名	農業生産基盤整備事業 (水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備事業 畑地帯総合整備中山間地域型)
ふりがな 地区名	ひあけ・いま 日明・今 地区
事業箇所	南関町上坂下 地内
事業担当課(室)	農林水産部 農村計画課 (調査計画班 内線 5496)
事業期間	令和4年度 (2022年度) ~ 令和9年度 (2027年) (6年間)
総事業費	912 百万円 (うち県費 248 百万円)
事業内容	受益面積A=12.6ha 区画整理 12.6ha
事業目的	<p>本地区は、南関町の南部に位置し、県道大牟田・植木線の北側に位置する畑地帯、及び一級河川内田川沿いに形成された緩やかな水田地帯であり、水稻と露地野菜を組み合わせた営農が展開されている。</p> <p>本地区はほ場整備が未実施で、区画は平均9aと小区画である。道路幅員も2.0m程度と狭小で大型機械の導入のほか農地集積の阻害要因となっており、水路は用排水兼用で、老朽化が進み漏水や崩壊が生じており、用水の確保や維持管理に多大な労力を要している状況である。</p> <p>これらの課題を解消するため、本事業により区画整理を実施することで、農作業や水管理における労力節減等、効率性・生産性の高いほ場条件へと整備し、併せて農地集積を推進(22.2%⇒80.1%)するとともに、高収益作物(いちご、にんじん等)の新規導入により、農業経営の安定を図ることを目的とする。</p>

【 現況写真 】



写真①



写真②

(事業着手前の状況)

【写真①】

区画は、1筆が900m²程度と狭小で未整備のため農地集積には悪条件である。

【写真②】

道路は、幅員が2.0m程度と狭小な道路が部分的に存在し、大型車両や作業機械の導入を阻害している。

【 検討状況 】

技術的難易度	標準的な工法で実施
費用便益比	B/C = 1.15
事業比較 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む) </div>	現在、各農家が所有地を中心に営農しているが、生産基盤整備の遅れや農家の高齢化により、耕作放棄地の増加が懸念されており、現在の基盤のままでは生産性が低いうえに、水田の畑作利用が出来ず、担い手への集積拡大も困難な状況である。 このため、本事業を実施しない場合、遊休農地や耕作放棄地が増加し、農業や農村の衰退が予想される。
関係法令等の手続きの把握・完了状況	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良法 今後実施予定 ・文化財保護法 事前協議済 ・道路法 事前協議済 ・河川法 事前協議済 ・土壤汚染対策法 実施時に届出予定

【 周辺状況 】

関連事業	熊本県土木部において、本地区を横断する河川の改修工事が予定されているため、関係部局と連携して本事業を進める予定。
市町村、地元の状況	南関町は、農業農村整備事業管理計画の中で本事業を実施すべき事業として位置付けており、地元としても、現在の地域における営農を継続、発展させるには、本事業の実施が必要不可欠と考えている。
説明会の開催状況と関係者の意向	これまで南関町、南関町土地改良区及び事業推進協議会を中心に地元説明会を開催し、計画内容等について了解を得ている。

【環境影響】

① 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。	無
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。	無

② 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変（切土、盛土）、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。	無

③ 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	無
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。 【工事に伴い発生する汚濁が河川に流出しないよう、汚濁処理に配慮する。】	有
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。	無

④ 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。 【埋蔵文化財については、南関町教育委員会と連絡を取りながら、必要に応じて保護盛土等により埋蔵文化財保護を行う。】	有
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	無
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	無
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

事業評価表

(区画整理・再整備)

評点:重要性、必要性、緊急性、効率性(事業効果)

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
①重要性	1)事業計画の位置付け	5	a	5
	2)事業の広域性(市町村合併支援等)	5	e	0
		10	計	5

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
②必要性	3)特定地域振興	5	d	2
	4)受益者の仮同意状況	10	a	10
	5)用地・換地の状況	10	a	10
	6)事業実施による営農効果	15	a	15
		40	計	37

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
③緊急性	7)他の公共事業や施策との関連	5	a	5
	8)事業の緊急性	15	b	12
	9)担い手への集積について	10	a	10
		30	計	27

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
④効率性(事業効果)	10)費用対効果の算定	20	d	8
		20	計	8

合計	/	評点
100	/	77

公共事業事前評価調書

[評価調書作成者 農村計画課長 清藤 浩文]

事業プロフィール

【事業概要】

事業名	農業生産基盤整備事業 (農業競争力強化農地整備事業 農地整備事業 中山間地域型)
ふりがな 地区名	ふじいへき 藤井・日置 地区
事業箇所	山鹿市藤井外 地内
事業担当課(室)	農林水産部 農村計画課 (調査計画班 内線 5496)
事業期間	令和4年度 (2022年度) ~ 令和9年度 (2027年) (6年間)
総事業費	1,211 百万円 (うち県費 329 百万円)
事業内容	受益面積A=27.8ha 区画整理 22.1ha 農業用排水施設(用水路) 1.5km 暗渠排水 5.7ha
事業目的	<p>本地区は、山鹿市の東部に位置し、一級河川菊池川と一級河川合志川が合流する北側に広がる地形勾配1/100程度を有する水田地帯である。</p> <p>昭和46年から平成5年にかけて、県営ほ場整備事業内田川地区により30a区画に基盤整備されているが、道路幅員が2.0～3.0mと狭いうえに舗装が劣化しているため、大型機械の通行や農作物の運搬に支障を来している。</p> <p>また、地区内の水路は整備後40年以上が経過しており、老朽化により機能が著しく低下し、漏水の発生等により、畑作への転換や高収益作物導入の阻害要因となっている。</p> <p>これらの課題を解消するため、本事業により区画整理を実施することで、農作業や水管理における労力節減等、効率性・生産性の高いほ場条件へと整備し、併せて農地集積を推進(38.8%⇒80.4%)するとともに、高収益作物(ばれいしょ、スイートコーン等)の新規導入により農業経営の安定を図ることを目的とする。</p>

【現況写真】



写真①



写真②

(事業着手前の状況)

【写真①】

山鹿市の東部に位置し、北側に国道325号線、南側に一級河川菊池川に挟まれた、1/100程度の地形勾配を有する水田地帯である。

【写真②】

施設設置より40年以上が経過しており、老朽化が著しく進んでおり、それに伴い漏水が発生し、水管理や施設の維持管理に多大な労力を要している。

【 検討状況 】

技術的難易度	標準的な工法で実施
費用便益比	B/C = 1.37
事業比較 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む)</p> </div>	<p>現在、各農家が所有地を中心に営農しているが、道路が狭く大型機械の導入阻害要因となり、担い手への農地集積が進まないことや、湿田による水田の畑作利用が出来ないことが懸念されており、現在の基盤のままでは、担い手への農地集積拡大や高収益作物の導入が困難な状況である。</p> <p>このため、本事業を実施しない場合、担い手への農地集積加速化や農業経営の安定が図れず、農業の衰退が予想される。</p>
関係法令等の手続きの把握・完了状況	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良法 今後実施予定 ・文化財保護法 事前協議済 ・道路法 事前協議済 ・河川法 事前協議済 ・土壤汚染対策法 実施時に届出予定

【 周辺状況 】

関連事業	なし
市町村、地元の状況	<p>山鹿市は、農業農村整備事業管理計画の中で本事業を実施すべき事業として位置付けており、地元としても、現在の地域における営農を継続、発展させるには、本事業の実施が必要不可欠と考えている。</p>
説明会の開催状況と関係者の意向	<p>これまで山鹿市、山鹿市土地改良区及び事業推進協議会を中心に地元説明会を開催し、計画内容等について了解を得ている。</p>

【環境影響】

① 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。	無
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。	無

② 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。	無

③ 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	無
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。 【工事に伴い発生する汚濁が河川に流出しないよう、汚濁処理に配慮する。】	有
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。	無

④ 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。 【埋蔵文化財については、山鹿市教育委員会と連絡を取りながら、必要に応じて保護盛土等により埋蔵文化財保護を行う。】	有
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	無
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	無
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

事業評価表

(区画整理・再整備)

評点:重要性、必要性、緊急性、効率性(事業効果)

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
①重要性	1)事業計画の位置付け	5	a	5
	2)事業の広域性(市町村合併支援等)	5	e	0
		10	計	5

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
②必要性	3)特定地域振興	5	b	4
	4)受益者の仮同意状況	10	a	10
	5)用地・換地の状況	10	a	10
	6)事業実施による営農効果	15	a	15
		40	計	39

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
③緊急性	7)他の公共事業や施策との関連	5	d	2
	8)事業の緊急性	15	c	9
	9)担い手への集積について	10	a	10
		30	計	21

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
④効率性(事業効果)	10)費用対効果の算定	20	b	16
		20	計	16

合計		評点
100		81

公共事業事前評価調書

[評価調書作成者 農村計画課長 清藤 浩文]

事業プロフィール

【 事業概要 】

事業名	農業生産基盤整備事業 (農業競争力強化農地整備事業 農地整備事業 中山間地域型)
ふりがな 地区名	くろかわ 黒川 地区
事業箇所	阿蘇市黒川 地内
事業担当課(室)	農林水産部 農村計画課 (調査計画班 内線 5496)
事業期間	令和4年度 (2022年度) ~ 令和10年度 (2028年度) (7年間)
総事業費	740 百万円 (うち県費 202 百万円)
事業内容	受益面積A=16.0ha 区画整理工 16.0ha
事業目的	<p>本地区は、阿蘇市のほぼ中央部に位置し、国道57号線と豊肥本線の間位置する標高500m程度、1/50程度の地形勾配を有する水田地帯である。</p> <p>本地区はほ場整備が未実施で、区画は平均18aと小区画である。道路については地区を囲むように市道が配置されているが、農地に隣接する農道が少なく田越しによる進入で効率的な営農の阻害要因となっている。</p> <p>また、用水は地下水を利用して灌漑しているが、揚水ポンプは設置から30年以上が経過していることや、水路は老朽化により目地からの漏水が発生していることにより、補修や水管理に多大な労力を費やしている。</p> <p>これらの課題を解消するため、本事業により区画整理を実施することで、農作業や水管理における労力節減等、効率性・生産性の高いほ場条件へと整備し、併せて農地集積を推進(12.9%⇒80.6%)するとともに、高収益作物(トマト、きゅうり等)の新規導入により、農業経営の安定を図ることを目的とする。</p>

【 現況写真 】



写真①



写真②

(事業着手前の状況)

【写真①】

阿蘇市のほぼ中央部に位置し、国道57号線と豊肥本線の間位置する標高500m程度の地形勾配が1/50程度の水田地帯である。

【写真②】

揚水ポンプは、設置から30年以上が経過し、老朽化による維持管理に多大な労力を費やし、営農計画に多大な支障が出ている状況である。

【 検討状況 】

技術的難易度	標準的な工法で実施
費用便益比	B/C = 1.19
事業比較 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む)</p> </div>	<p>現在、各農家が所有地を中心に営農しているが、生産基盤整備の遅れや農家の高齢化により、耕作放棄地の増加が懸念されており、現在の基盤のままでは生産性が低いうえに、水田の畑作利用が出来ず、担い手への集積拡大も困難な状況である。</p> <p>このため、本事業を実施しない場合、遊休農地や耕作放棄地が増加し、農業や農村の衰退が予想される。</p>
関係法令等の手続きの把握・完了状況	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良法 今後実施予定 ・文化財保護法 協議済 ・道路法 事前協議済 ・河川法 事前協議済 ・土壤汚染対策法 実施時に届出予定

【 周辺状況 】

関連事業	阿蘇市土木部において、本地区の南側に隣接する市道の改良工事が予定されているため、阿蘇市土木部と連携して本事業を進める予定。
市町村、地元の状況	阿蘇市は、農業農村整備事業管理計画の中で本事業を実施すべき事業として位置付けており、地元としても、現在の地域における営農を継続、発展させるには、本事業の実施が必要不可欠と考えている。
説明会の開催状況と関係者の意向	これまで阿蘇市、阿蘇土地改良区及び事業推進協議会を中心に地元説明会を開催し、計画内容等について了解を得ている。

【環境影響】

① 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。	無
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。	無

② 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。	無

③ 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	無
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。 【工事に伴い発生する汚濁が河川に流出しないよう、汚濁処理に配慮する。】	有
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。	無

④ 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。	無
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	無
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	無
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

事業評価表

(区画整理・再整備)

評点:重要性、必要性、緊急性、効率性(事業効果)

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
①重要性	1)事業計画の位置付け	5	a	5
	2)事業の広域性(市町村合併支援等)	5	e	0
		10	計	5

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
②必要性	3)特定地域振興	5	d	2
	4)受益者の仮同意状況	10	a	10
	5)用地・換地の状況	10	a	10
	6)事業実施による営農効果	15	b	12
		40	計	34

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
③緊急性	7)他の公共事業や施策との関連	5	a	5
	8)事業の緊急性	15	b	12
	9)担い手への集積について	10	a	10
		30	計	27

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
④効率性(事業効果)	10)費用対効果の算定	20	d	8
		20	計	8

合計	/	評点
100	/	74

公共事業事前評価調書

〔評価調書作成者 農村計画課長 清藤 浩文〕

事業プロフィール

【事業概要】

事業名	農業生産基盤整備事業 (農山漁村地域整備交付金 農村整備事業 農業集落基盤再編・整備事業 中山間地域総合整備型)
ふりがな 地区名	たての 立野 地区
事業箇所	阿蘇郡南阿蘇村立野 地内
事業担当課(室)	農林水産部 農村計画課 (調査計画班 内線 5496)
事業期間	令和4年度 (2022年度) ~ 令和10年度 (2028年度) (7年間)
総事業費	1,094 百万円 (うち県費 328 百万円)
事業内容	受益面積A=25.7ha 区画整理工 25.7ha
事業目的	<p>本地区は、阿蘇郡南阿蘇村の北西部に位置し、標高は概ね300m程度、地形勾配1/8程度の急傾斜をなしており、地理的条件の不利から、ほ場整備が未実施で、区画は平均8aと小区画である。</p> <p>また、平成28年熊本地震により甚大な被害を受けたことから、将来の営農方針の立案に困難な状況が続けば、地域農業の活力を維持することができない状況にある。</p> <p>地区の営農は、水稻及び飼料作物が中心であるが、近年においては地域農家の高齢化や後継者不足が深刻化しているため、担い手は地元の後継者や、農業法人を活用することによる農地集積への意欲が高まってきている状況である。</p> <p>こうした経緯を踏まえ、本事業により区画整理を実施することで、農作業や水管理における労力節減等、効率性・生産性の高いほ場条件へと整備し、併せて農地集積を推進(18.7%⇒80.3%)するとともに、高収益作物(だいこん、はくさい等)の新規導入により、農業経営の安定と地域農業の振興を図ることを目的とする。</p>

【現況写真】



写真①



写真②

(事業着手前の状況)

【写真①】

南阿蘇村の北西部に位置し、標高は概ね300m程度、1/8程度の急傾斜地形勾配を有する水田地帯である。

【写真②】

道路幅員は2.0m程度であり、田越しにて農作業を行っている農地が多く、農業機械の大型化が阻害されるとともに、営農にも多大な支障を及ぼしている。

【 検討状況 】

技術的難易度	標準的な工法で実施
費用便益比	B/C = 1.24
事業比較 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む) </div>	<p>現在、各農家が所有地を中心に営農しているが、生産基盤整備の遅れや農家の高齢化及び熊本地震の影響により、耕作放棄地の増加が懸念されており、現在の基盤のままでは、生産性が低いうえに水田の畑作利用が出来ず、担い手への集積拡大も困難な状況である。</p> <p>このため、本事業を実施しない場合、遊休農地や耕作放棄地が増加し、農業や農村の衰退が予想される。</p>
関係法令等の手続きの把握・完了状況	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良法 今後実施予定 ・文化財保護法 協議済 ・道路法 事前協議済 ・河川法 事前協議済 ・土壤汚染対策法 実施時に届出予定

【 周辺状況 】

関連事業	なし
市町村、地元の状況	<p>南阿蘇村は、農業農村整備事業管理計画の中で本事業を実施すべき事業として位置付けており、地元としても、現在の地域における営農を継続、発展させるには、本事業の実施が必要不可欠と考えている。</p>
説明会の開催状況と関係者の意向	<p>これまで南阿蘇村及び事業推進協議会を中心に地元説明会を開催し、計画内容等について了解を得ている。</p>

【環境影響】

① 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。	無
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。	無

② 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。	無

③ 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	無
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。 【工事に伴い発生する汚濁が河川に流出しないよう、汚濁処理に配慮する。】	有
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。	無

④ 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。	無
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	無
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	無
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

事業評価表

(区画整理・再整備)

評点:重要性、必要性、緊急性、効率性(事業効果)

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
①重要性	1)事業計画の位置付け	5	a	5
	2)事業の広域性(市町村合併支援等)	5	e	0
		10	計	5

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
②必要性	3)特定地域振興	5	c	3
	4)受益者の仮同意状況	10	a	10
	5)用地・換地の状況	10	a	10
	6)事業実施による営農効果	15	a	15
		40	計	38

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
③緊急性	7)他の公共事業や施策との関連	5	d	2
	8)事業の緊急性	15	b	12
	9)担い手への集積について	10	a	10
		30	計	24

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
④効率性(事業効果)	10)費用対効果の算定	20	c	12
		20	計	12

合計	/	評点
100	/	79

公共事業事前評価調書

[評価調書作成者 農村計画課長 清藤 浩文]

事業プロフィール

【事業概要】

事業名	農業生産基盤整備事業 (農山漁村地域整備交付金 水利施設整備事業 基幹水利施設保全型)
ふりがな 地区名	だいにうとはっすい 第二宇土八水 地区
事業箇所	熊本市南区城南町丹生宮他 地内
事業担当課(室)	農林水産部 農村計画課 (調査計画班 内線 5496)
事業期間	令和4年度 (2022年度) ~ 令和11年度 (2029年度) (8 年間)
総事業費	2,180 百万円 (うち県費 632 百万円)
事業内容	受益面積A=1,511.8ha 頭首工 1式 樋門 1式 揚水機場 1式 用水路工 3.7km
事業目的	本地区は、熊本市南西部及び宇土市北部に位置する一級河川緑川の左岸沿いの平坦な水田地帯である。 地区の農業水利施設は、昭和29年度から昭和49年度にかけて県営宇土八水地区により整備されているが、整備後45年以上が経過し、施設の老朽化により用水の安定供給に支障が生じており、維持管理に多大な労力を費やしている。 このため、平成26年度から計画的な更新整備に着手し、令和2年度までに第1期整備として揚水機場2箇所と用水路約1kmの改修を完了している。 本事業により2期整備として用水施設の計画的な更新整備を行い、維持管理費の高騰を防止するとともに、現状の営農(水稻、大豆、ミニトマト等)の維持により、農業経営の安定及び農業の維持を図ることを目的とする。

【現況写真】



写真①



写真②

(事業着手前の状況)

【写真①】

頭首工(丹生宮堰)の扉体の一部が欠けている状況であり、扉体の機能が失われた場合、1,500haを超える受益地への配水に支障が生じる。

【写真②】

幹線用水路の側壁の一部が陥没しており、用水の機能損失が懸念される。

【 検討状況 】

技術的難易度	標準的な工法で実施
費用便益比	B/C = 1.98
事業比較 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む) </div>	<p>本地域では、水稻や大豆に加えて、施設園芸作物(トマト、ミニトマト、きゅうり、メロン等)が栽培される等、多彩な農業が展開されている。</p> <p>本事業を実施しない場合、主要施設である堰、取水樋門、揚水機場及び幹線用水路の老朽化が進行し、安定した農業用水の確保ができなくなる。</p> <p>また、地区内の農業者の高齢化も進んでいることから、水管理や施設の維持管理労力の増大により、本地区における営農の継続が困難となることが予想される。</p>
関係法令等の手続きの把握・完了状況	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良法 今後実施予定 ・文化財保護法 協議済 ・河川法 事前協議済 ・道路法 事前協議済 ・熊本県公共施設・公共工事木材利用推進基本方針 建屋は木材利用を検討

【 周辺状況 】

関連事業	なし
市町村、地元の状況	<p>熊本市及び宇土市は、農業農村整備事業管理計画の中で本事業を実施すべき事業として位置付け、地元としても早期の改修を望んでおり、現在の地域における営農を継続させるには、本事業の実施が必要不可欠と考えている。</p>
説明会の開催状況と関係者の意向	<p>これまで熊本市及び宇土市は、施設の管理者である熊本平野南部土地改良区の総代会等で説明を行い、計画内容等について了解を得ている。</p>

【環境影響】

① 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。	無
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。	無

② 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。	無

③ 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	無
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。 【工事に伴い発生する汚濁が河川に流出しないよう、汚濁処理に配慮する。】	有
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。	無

④ 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。	無
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	無
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	無
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

事業評価表

(区画整理・再整備)

評点:重要性、必要性、緊急性、効率性(事業効果)

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
①重要性	1)事業計画の位置付け	5	a	5
	2)事業の広域性(市町村合併支援等)	5	a	5
		10	計	10

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
②必要性	3)特定地域振興	5	c	3
	4)受益者の仮同意状況	10	a	10
	5)用地・換地の状況	10	a	10
	6)事業実施による営農効果	15	b	12
		40	計	35

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
③緊急性	7)他の公共事業や施策との関連	5	d	2
	8)事業の緊急性	15	a	15
	9)担い手への集積について	10	c	6
		30	計	23

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
④効率性(事業効果)	10)費用対効果の算定	20	a	20
		20	計	20

合計				評点
100				88

公共事業事前評価調書

[評価調書作成者 農村計画課長 清藤 浩文]

事業プロフィール

【 事業概要 】

事業名	農業生産基盤整備事業 (水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業 基幹水利施設保全型)
ふりがな 地区名	きょうわ 共和 地区
事業箇所	玉名市滑石 地内
事業担当課(室)	農林水産部 農村計画課 (調査計画班 内線 5496)
事業期間	令和4年度 (2022年度) ~ 令和8年度 (2026年度) (5 年間)
総事業費	963 百万円 (うち県費 279 百万円)
事業内容	受益面積A=89.8ha 排水機場 1箇所
事業目的	<p>本地区は、玉名市の南側に位置し、有明海に排水する流域面積236haの地域である。</p> <p>地区の排水は、水田地帯の排水路を流下し、最下流部の排水樋門から自然排水を行い、潮位が高く自然排水が利かなくなると樋門を閉扉し、共和排水機場により強制排水を行っている。</p> <p>県営湛水防除事業により設置された共和排水機場は、設置約35年が経過し、施設は適正な維持管理を行ってきたが、老朽化による機械の故障等が頻発化している。</p> <p>このまま放置すれば、いずれ運転不能となり、農業被害の他に一般資産被害の発生が懸念される。</p> <p>これらの課題を解消するため、本事業により排水機場を早急に更新し、湛水被害の未然防止を図ることで、農業経営の安定及び農業の維持を図ることを目的とする。</p>

【 現況写真 】



写真①



写真②

(事業着手前の状況)

【写真①】

設置後約35年が経過した共和排水機場

【写真②】

既存の排水ポンプ(横軸射流φ1200×2台)
施設の老朽化による機械の故障等が頻繁に発生。

【 検討状況 】

技術的難易度	標準的な工法で実施
費用便益比	B/C = 1.65
事業比較 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む) </div>	<p>現在、既存の排水機場により湛水被害を防止することで、水稻やWCS、小麦、れんこん、なすを主体とした営農が展開されている。</p> <p>このため、本事業を実施しない場合、排水機場の機能喪失による湛水被害が発生し、本地区における営農を継続することは困難となることが予想される。</p>
関係法令等の手続きの把握・完了状況	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法 協議済 ・熊本県公共施設・公共工事木材利用推進基本方針 建屋は木材利用を検討

【 周辺状況 】

関連事業	なし
市町村、地元の状況	<p>玉名市は、農業振興地域整備計画及び農業農村整備事業管理計画の中で本事業を実施すべき事業として位置付け、地元としても早期の改修を望んでおり、現在の地域における営農を継続させるには、本事業の実施が必要不可欠と考えている。</p>
説明会の開催状況と関係者の意向	<p>これまで玉名市は、施設を管理する玉名市土地改良区の総代会等で説明を行い、計画内容等について了解を得ている。</p>

【環境影響】

① 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。	無
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。	無

② 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。	無

③ 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	無
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。 【工事に伴い発生する汚濁が海域に流出しないよう、汚濁処理に配慮する。】	有
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。	無

④ 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。	無
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	無
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	無
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

事業評価表

(排水機場・農地防災)

評点:重要性、必要性、緊急性、効率性(事業効果)

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
①重要性	1)事業計画の位置付け	5	a	5
	2)事業の広域性(市町村合併支援等)	5	b	4
		10	計	9

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
②必要性	3)特定地域振興	5	e	0
	4)受益者の仮同意状況	10	c	6
	5)用地・換地の状況	10	a	10
	6)事業実施による営農・防災効果	15	b	12
		40	計	28

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
③緊急性	7)他の公共事業や施策との関連	5	d	2
	8)事業の緊急性	15	a	15
	9)担い手への集積について	10	a	10
		30	計	27

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
④効率性(事業効果)	10)費用対効果の算定	20	a	20
		20	計	20

合計		評点
100		84

公共事業事前評価調書

[評価調書作成者 農村計画課長 清藤 浩文]

事業プロフィール

【事業概要】

事業名	農業生産基盤整備事業 (水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業 基幹水利施設 保全型)
ふりがな 地区名	こじま 小島 地区
事業箇所	天草市楠浦町 地内
事業担当課(室)	農林水産部 農村計画課 (調査計画班 内線 5496)
事業期間	令和4年度 (2022年度) ~ 令和8年度 (2026年度) (5 年間)
総事業費	940 百万円 (うち県費 273 百万円)
事業内容	受益面積A=17.7ha 排水機場 1式
事業目的	<p>本地区は、天草市楠浦町に位置し、流域面積352haの低平地である。</p> <p>また、本地区は、平成2年度の県営湛水防除事業により小島排水機場が整備され、その後平成16年度の県営排水対策特別事業により大門排水機場が設置されたことにより、湛水被害の軽減が図られた地域である。</p> <p>県営湛水防除事業により設置された小島排水機場は、設置後30年以上が経過し、施設は適正な維持管理を行ってきたが、老朽化による機械の故障等が頻発化している。</p> <p>このまま放置すれば、いずれ運転不能となり、農地被害の他に一般資産被害の発生が懸念される。</p> <p>これらの課題を解消するため、本事業により排水機場を早急に更新し、湛水被害の未然防止を図ることで、農業経営の安定及び農業の維持を図ることを目的とする。</p>

【現況写真】



写真①



写真②

(事業着手前の状況)

【写真①】

設置後30年以上が経過した
小島排水機場

【写真②】

既存の排水ポンプ(横軸斜流
ポンプφ1200mm×2台、設置
から30年が経過。

【 検討状況 】

技術的難易度	標準的な工法で実施
費用便益比	B/C = 1.72
事業比較 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む)</p> </div>	<p>現在、既存の排水機場により湛水被害を防止することで、水稻を主体とした営農が展開されている。</p> <p>このため、本事業を実施しない場合、排水機場の機能喪失による湛水被害が発生し、本地区における営農を継続することは困難となることが予想される。</p>
関係法令等の手続きの把握・完了状況	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法 協議済 ・熊本県公共施設・公共工事木材利用推進基本方針 建屋は木材利用を検討

【 周辺状況 】

関連事業	なし
市町村、地元の状況	<p>天草市は、農業農村整備事業管理計画の中で本事業を実施すべき事業として位置付け、地元としても早期の改修を望んでおり、現在の地域における営農を継続させるには、本事業の実施が必要不可欠と考えている。</p>
説明会の開催状況と関係者の意向	<p>これまで天草市は、施設の管理者である天草市土地改良区の総代会等で説明を行い、計画内容等について了解を得ている。</p>

【環境影響】

① 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。	無
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。	無

② 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。	無

③ 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	無
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。 【工事に伴い発生する汚濁が海域に流出しないよう、汚濁処理に配慮する。】	有
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。	無

④ 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。	無
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	無
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	無
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

事業評価表

(排水機場・農地防災)

評点:重要性、必要性、緊急性、効率性(事業効果)

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
①重要性	1)事業計画の位置付け	5	a	5
	2)事業の広域性(市町村合併支援等)	5	b	4
		10	計	9

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
②必要性	3)特定地域振興	5	b	4
	4)受益者の仮同意状況	10	d	4
	5)用地・換地の状況	10	a	10
	6)事業実施による営農・防災効果	15	c	9
		40	計	27

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
③緊急性	7)他の公共事業や施策との関連	5	d	2
	8)事業の緊急性	15	d	6
	9)担い手への集積について	10	a	10
		30	計	18

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
④効率性(事業効果)	10)費用対効果の算定	20	a	20
		20	計	20

合計		評点
100		74

公共事業事前評価調書

[評価調書作成者 森林保全課長 中尾 倫仁]

事業プロフィール

【事業概要】

事業名	治山事業 (流域保全総合治山事業)
ふりがな 地区名	くまなんぶちく 球磨南部地区
事業箇所	球磨郡錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町 地内
事業担当課(室)	農林水産部 森林保全課 (治山班 内線 5658)
事業期間	令和4年度 (2022年度) ~ 令和8年度 (2026年度) (5年間)
総事業費	980百万円 (うち県費490百万円)
事業内容	治山ダム(新設)13基 治山ダム(機能強化)5基 山腹工2.5ha 森林整備55ha
事業目的	<p>当該地区は人吉盆地の南東側北向き斜面に位置し、森林面積約1万3千ha(国有林33%、民有林67%)と、人吉・球磨地域の森林面積の1割を占める。木材生産だけでなく、球磨川流域の水源地としても重要な地域である。</p> <p>令和2年7月豪雨により山腹崩壊が発生し、溪流荒廃も著しく、水源涵養機能が低下している。また、この豪雨により、下流にある農業用水路の幸野溝やあさぎり町の清願寺ダムに、多量の土砂が流入する被害が発生した。</p> <p>このため、崩壊地の復旧や溪流内に堆積した不安定土砂の流出を抑制する治山事業を実施し、機能の低下した森林の機能回復を図ることで、下流域住民の安全・安心を確保することを目的とする。</p>

【現況写真】

①溪流荒廃状況



写真①

②荒廃森林状況



写真②

(事業着手前の状況)

【写真①】
不安定土砂が溪流内に堆積するとともに、溪流荒廃が進行している。

【写真②】
森林の一部は間伐の遅れから機能が低下し、下層植生の衰退による土壌侵食が確認される。

【 検討状況 】

技術的難易度	標準的な工法で実施可能
費用便益比	B/C = 3.32
事業比較 <small>〔 事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む) 〕</small>	<p>本事業は、令和2年7月豪雨により、山腹崩壊が多数発生、溪流荒廃により、下流域に大量の土砂が流出したため、再度災害防止の対策を講じるものである。</p> <p>このまま放置すれば、今後の降雨により、既に崩壊している山腹が拡大崩壊を起こすとともに、溪流に堆積している不安定土砂が土石流となって下流域へ被害を及ぼすことが懸念される。</p>
関係法令等の手続きの把握・完了状況	<ul style="list-style-type: none"> ・県立自然公園条例 施行箇所毎に必要な応じて申請予定 ・自然環境保全法 施行箇所毎に必要な応じて申請予定 ・土壌汚染対策法 施行箇所毎に必要な応じて申請予定

【 周辺状況 】

関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ・九州森林管理局において、計画区域内の国有林を対象に流域保全総合治山事業の実施が予定されている。
市町村、地元の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・関係町から治山事業の推進について要望されており、町の事業推進体制も整っている。
説明会の開催状況と関係者の意向	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点での計画内容は、関係町には説明済み。 ・幸野溝を管理する「幸野溝土地改良区」も新規事業への取組に期待を示されている。

【環境影響】

① 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。	有
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。	無
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。	有

② 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	有
2	湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。	有

③ 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	有
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。	無
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。	無

④ 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。	有
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	有
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	無
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

事業評価表

(治山事業)

評点：「必要性」、「重要性」、「緊急性」、「効率性(事業効果)」の評価

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
①重要性	1) 事業計画の位置付け	5	c	3
	2) 事業の広域性(市町村合併支援)	5	b	4
		10	計	7

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
②必要性	3) 特定地域振興	5	b	4
	4) 土砂流出の防止	10	c	6
	5) 森林の公益的機能の向上	10	d	4
	6) 山地災害危険地区の有無	15	a	15
		40	計	29

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
③緊急性	7) 地域の安全性向上	10	a	10
	8) 災害発生の頻度	10	a	10
	9) 他事業との関連性	10	b	8
		30	計	28

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
④効率性(事業効果)	10) 費用対効果の算定	20	a	20
		20	計	20

合計	100	評点	84
----	-----	----	----